

奈良市自走式草刈機貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民との協働による公園の美化及び維持管理を推進することを目的として、公園の草刈り作業を市民団体等が行うに当たり、市が保有する自走式草刈機及びその付属品（以下「草刈機等」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 貸出しの対象者（以下「対象団体」という。）は、奈良市グリーンサポート制度要領第4条第3項の規定により、奈良市グリーンサポートとして登録された団体とする。

(貸出数量)

第3条 自走式草刈機の貸出しは、各対象団体につき、2台までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、貸出台数を変更することができる。

(使用場所)

第4条 草刈機等を使用することができる場所は、奈良市グリーンサポート制度要領第2条に規定する公園とする。

(貸出期間)

第5条 草刈機等の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して5日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の期間をもって定める期限となる日が、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日を期限とする。

3 前1項の規定にかかわらず、草刈機を使用している者の責めに帰すべき事由がない場合において、草刈機等の整備不良等により貸出期間内に目的が達せられなかった場合は、市長は、新たに返却日を指定することができる。

(使用料等)

第6条 草刈機等の使用料は、無料とする。ただし、草刈機等の使用に伴う燃料費は、対象団体の負担とする。

(貸出しの申込み)

第7条 草刈機等の貸出しを受けようとする対象団体の代表者（以下「代表者」という。）は、草刈機等借用申請書（別記第1号様式）を、草刈機等を使用する日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を提出しようとする代表者は、草刈機等を使用する日の属する月の前々月の1日から使用する日の5日前までに、予約を行うものとする。

(貸出しの決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに貸出しの可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、草刈機貸出簿（別記第2号様式）に記録するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、前条第1項の規定による決定を受けた者（以下「使用団体」という。）が、この要領に違反したときは、貸出しの決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出しの決定を取り消したことにより、使用団体に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(遵守事項)

第10条 使用団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 草刈機等を、決定を受けた使用目的以外で使用しないこと。
- (2) 草刈機等の貸出しに係る使用場所への運搬及び返却に係る市が指定する場所への運搬は使用団体が行うこと。
- (3) 草刈機等を転貸しないこと。
- (4) 使用団体以外の者が草刈機等を使用しないこと。
- (5) 盗難の恐れがある場所に草刈機等を保管しないこと。
- (6) 雨水への対処を行って、草刈機等を保管すること。
- (7) 草刈機等の使用後に、清掃及び点検整備を実施すること。
- (8) 草刈機等の貸出期間を厳守すること。
- (9) 草刈機等の使用に当たり、草刈機等の毀損並びに騒音対策、安全対策及び刈草の散乱防止等に十分に配慮すること。

(草刈機等の返却)

第11条 使用団体は、貸出しを受けた草刈機等の使用が終了したときは、草刈機等の清掃及び点検整備を実施し、草刈作業報告書（別記第3号様式）を添えて、速やかに市が指定する場所に返却するものとする。

2 草刈機等を返却するときは、燃料タンクを満杯にして返却するものとする。

(損害賠償等)

第12条 使用団体は、使用目的以外の使用、故意又は過失により草刈機等を毀損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用団体は、草刈機等の使用により、自己の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月15日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）奈良市長

使用団体名

代表者住所

代表者氏名

（電話 _____）

草刈機等借用申請書

公園の草刈り作業を行うため、草刈機等を借用したいので、奈良市自走式草刈機等貸出第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

使用目的	公園の草刈り作業
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用台数 及び機種	
使用場所	
保管場所	
※注意事項	

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）奈良市長

使用団体名

代表者住所

代表者氏名

（電話 ）

草刈作業報告書

年 月 日付けで借用した草刈機等による公園の草刈り作業内容について、奈良市自走式草刈機等貸出要領第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

使 用 場 所	
使用日時及び使用時間	年 月 日 時 から 年 月 日 時
そ の 他 報 告 (草刈機等の異常等)	
確 認 事 項	